共済証紙買戻しに関する手続きについて

契約期間内に金融機関から購入した証紙のうち、契約解除日までの被共済者の共済手帳への貼付け及び下請への払出しをした後、なお残余の未使用共済証紙がある場合は、次のとおり買い戻しを行います。

1　共済契約解除申請書（様式第015号）の提出
（契約者等→建退共支部）

↓ ・事由に応じた申請手続き（本部による解除の場合は、当該手続きは不要）

2　共済契約解除手続　（建退共支部→建退共本部）

↓ ・本部にて審査を実施

3　共済契約解除決定　（建退共本部→契約者等）

↓ ・本部から解除決定通知を契約者へ送付

4　共済契約解除証明願（様式第OK-01号）の提出
（契約者等→建退共支部）
（共済契約解除証明願は建退共岡山県支部ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞから入手できます）

↓ ・解除証明書（様式第025号）を発行

5　証紙買戻し申請書（様式第026号）の提出
（契約者等→金融機関）
（証紙買戻し申請書は建退共岡山県支部ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞから入手できます）

↓ ・金融機関へ解除証明書と共済証紙を添えて提出
・破産管財人の場合は、破産管財人であることを裁判所が証明する印鑑証明書類も必要
・金融機関が買戻し証紙確認書（様式第027号）を交付（買戻金受領まで保管）

様式　第 027 号 KN

買戻し証紙確認書

令和 2 年 2 月 6 日

申請者
元の共済契約者番号 0 3 0 1 2 3 4
名 称（氏 名） 建退共岡山県支部

取扱店名

建退銀行 岡山支店 印

証紙買戻し申請による未使用証紙は下記のとおりです。

記

赤証紙			青証紙		
掛金日額	1日券	10日券	掛金日額	1日券	10日券
310	38	12		枚	枚
	枚	枚		枚	枚
	枚	枚		枚	枚
	枚	枚		枚	枚
	枚	枚		枚	枚
	枚	枚		枚	枚
	枚	枚		枚	枚
	枚	枚		枚	枚
	枚	枚		枚	枚
	枚	枚		枚	枚
	枚	枚		枚	枚

Sample

（注）この「買戻し証紙確認書」は、申請者の口座に振込が完了となった時点で無効になります。

様式　第 027 号 KN

6　証紙買戻手続　（金融機関→建退共本部）

↓ ・本部にて買戻書類の審査
（審査の結果、ご希望に添いかねる場合や追加資料の提出をお願いする場合があります。）

7　証紙買戻決定・買戻金送金
（建退共本部→契約者等）

・契約者へ通知した後、指定口座へ買戻金を振り込み。
・振込口座は、契約解除の申請者の区分に応じ、共済契約者、清算人及び破産管財人のいずれか。